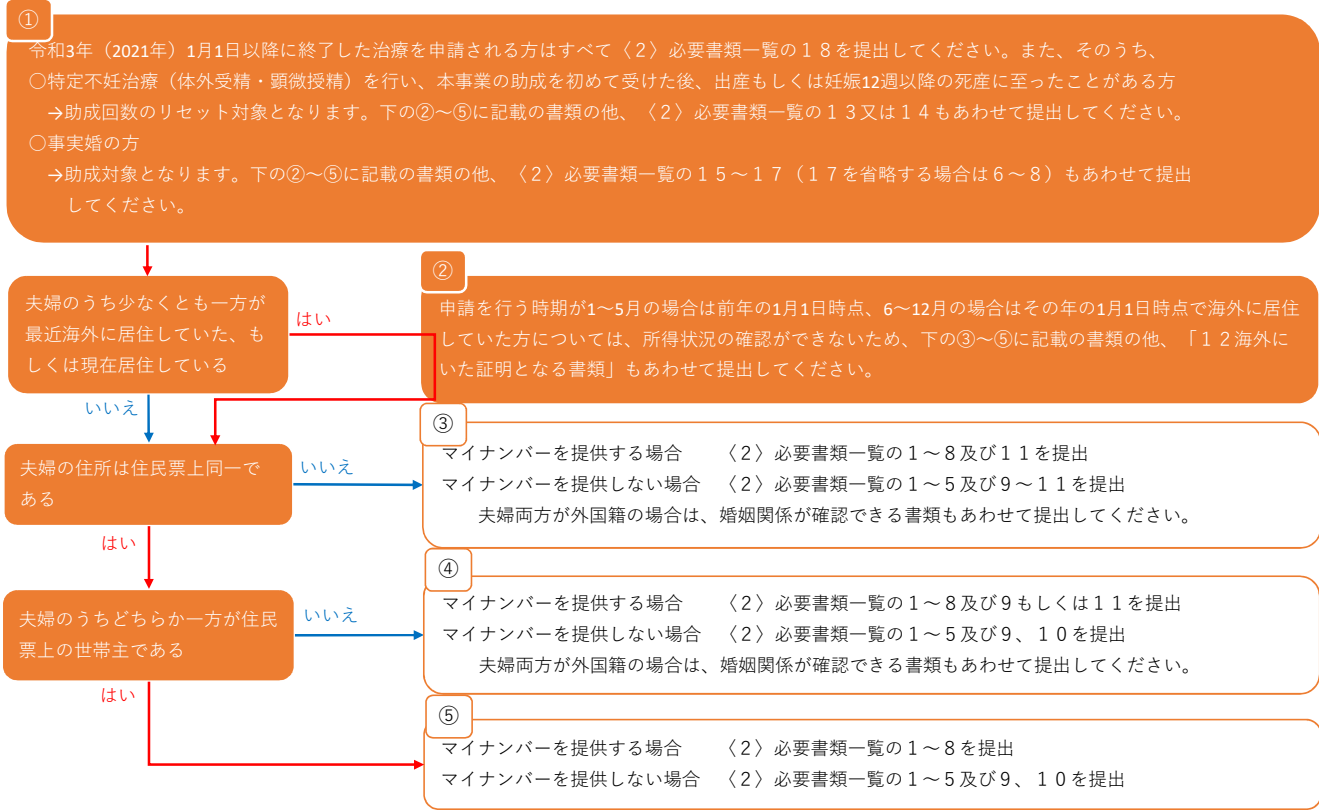


〈1〉 必要書類フローチャート

※世帯状況等により、提出書類が下記①～⑤によらない場合があります。



〈2〉 必要書類一覧

必要書類	申請項目		
	体外受精・顕微授精・男性不妊	人工授精・余剰胚凍結保存料 ※2	不育症検査・治療
1 申請書（太枠内のみ申請者が記入）※1	・佐賀県不妊治療支援事業申請書（様式12号）	・はじめまして赤ちゃん応援助成申請書（様式3号）	・佐賀県不育症治療支援事業申請書（様式1号）
2 受診等証明書（医師が記入）※1	・佐賀県不妊治療支援事業に係る受診等証明書（様式13号）	・はじめまして赤ちゃん応援助成に係る受診等証明書（様式2号）	・佐賀県不育症治療支援事業に係る受診等証明書（様式2号）
3 領収書（原本）	・領収書の額（助成対象外検査費・治療費等を除く）が受診等証明書に記載の額と一致すること ・可能な限り、治療内容等のわかる明細書を添付すること		
4 印鑑	・認印可、夫婦同一の印でも可		
5 預金通帳又はそのコピー	・助成金の振込先の通帳		
6	個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書	県がマイナンバーを利用して、住民票や所得証明書相当の情報を取得します	・マイナンバーを提供される場合のみ、下記7、8の書類を添えて提出すること ・夫婦のうち一方のみ、もしくは夫婦以外の方が申請に来所される場合は委任状欄も必ず記載すること
7	夫婦の個人番号カードもしくは通知カード		・（夫婦両方が申請に来所される場合） 夫婦両方のマイナンバーカードの原本、もしくは通知カードの原本 ・（夫婦のうち一方のみが申請に来所される場合） 来所される方のマイナンバーカードの原本、もしくは通知カードの原本、及び来所されない方のマイナンバーカードの原本又はその写し、もしくは通知カードの原本又はその写し ・（夫婦以外の方が来所される場合） 夫婦両方のマイナンバーカードの原本又はその写し、もしくは通知カードの原本又はその写し
8	来所者の身元確認ができる書類		・個人番号カード、運転免許証、旅券 など
9	マイナンバーを提供しない場合 住民票謄本（原本）	住所及び婚姻関係を確認します	・続柄、筆頭者の記載があるもの ・交付日より3か月以内のもの ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
10	夫及び妻の所得証明書（児童手当用）（原本）	所得状況を確認します	・令和3年（2021年）1月1日以降に終了した人工授精のみの申請を行う場合、提出不要 ・所得証明書（児童手当用）が作成されない市区町村に居住している場合は所得課税証明書を提出すること ・夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間に申請を行う場合は、前々年の所得）を証明するもの（＝最新のもの） ・所得がない場合は非課税証明書を提出すること。ただし、妻（夫）が配偶者控除の対象になっていることが確認でき、所得証明書を提出しない場合、当該妻（夫）の所得を30万円として計算します。 ・源泉徴収票での代用不可 ・最近海外に居住していた方は所得証明書を提出できないため提出不要ですが、これに代えて、海外にいた証明となる書類（戸籍の附票、居住国の住民票、在職証明書等）を提出してください。
11	該当者のみ提出 戸籍謄本（原本）	婚姻関係を確認します	・交付日より3か月以内のもの ・夫婦の婚姻関係が確認できるもの ・外国籍のため戸籍謄本の提出ができない場合は、婚姻関係が確認できる書類（婚姻要件具備証明書等）を提出すること
12	海外に居住していたことが確認できる書類	海外居住を確認します	・戸籍の附票、居住国の住民票、在職証明書等 など
13	至った産場の場合 戸籍謄本（原本）	出産に至った事実を確認します	・交付日より3か月以内のもの
14	至った死産の場合 申請者本人が所有する死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状況」ページの写し、死産証明書・死胎検案書等	死産（妊娠12週以降）に至った事実を確認します	-
15	事実婚関係に関する申立書（質問票裏面）	事実婚関係である事実を確認します	・両人がそれぞれ記載すること ・両人が別世帯となっている場合は「別世帯となっている理由」をあわせて記載すること
16	事実婚の場合 両人の戸籍謄本	重婚でないかを確認します	・交付日より3か月以内のもの ・外国籍のため戸籍謄本の提出ができない場合は、婚姻関係が確認できる書類（婚姻要件具備証明書等）を提出すること
17	両人の住民票謄本	両人が同一世帯かを確認します	・交付日より3か月以内のもの ・両人が別世帯の場合はそれぞれの住民票抄本もしくは住民票謄本を提出すること ・マイナンバーを提供することにより、住民票の提出を省略できます。省略される場合は上記6～8の書類を提出してください。
18	該当提出者 佐賀県不妊治療支援事業質問票	出産、死産、事実婚の該当有無を確認します	-

※1 1回の治療ごとに申請書、受診等証明書が必要です。複数の申請をまとめて提出する場合は5～17は1部で結構です。

※2 余剰胚凍結保存料の申請は、体外受精・顕微授精の治療ステージAまたはBの申請と同時にしてください。